

第4章 計画の推進体制

Ⅰ 各主体の取組

(1) 市民の取組

歯と口の健康づくりは市民の皆様ご自身の取組で決まります。「何をしたらよいか」をこれまでに記載した内容を基にまとめましたので、こちらを参考に実践をお願いします。

	乳幼児期	学童期	思春期
目 標	すべての市民は、かかりつけ歯科医を持ち、自分の歯と口を大切にすることで、		
	歯と口の健康について正しい知識を身につけ、親子で歯と口の健康づくりに努めます。	歯と口の大切さについて理解をし、自ら規則正しい生活習慣・歯みがき習慣・食習慣を身につけます。	歯と口の大切さについて理解をし、自ら規則正しい生活習慣・歯みがき習慣・食習慣を身につけます。
市 民 の 具 体 的 な 取 組	・奥歯が生える頃には、かかりつけ歯科医を持つようにします。 ・1歳頃から1日1回の仕上げみがきを習慣化します。 ・フッ化物入り歯みがき剤を使って歯をみがきます。 ・歯科医院で定期的にフッ化物塗布をしてもらいます。 ・砂糖の入った食べ物や飲み物は1日2回までにします。 ・足の裏を床や椅子の台につけ、姿勢を正し、よく噛んで食べるように心掛けます。	・かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科医院を受診します。 ・フッ化物入り歯みがき剤を使って歯をみがきます。 ・デンタルフロスを使用し、歯と歯の間を清掃します。 ・砂糖の入った食べ物や飲み物は1日2回までにします。 ・よく噛んで味わい、規則正しい食生活を送ります。	・かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科医院を受診します。 ・フッ化物入り歯みがき剤を使って歯をみがきます。 ・デンタルフロスを使用し、歯と歯の間を清掃します。 ・砂糖の入った食べ物や飲み物は1日2回までにします。 ・よく噛んで味わい、規則正しい食生活を送ります。
	障がい児・者		
	・かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯と口のチェックや歯の清掃を受けます。 ・フッ化物入り歯みがき剤や、適切な口腔清掃用具を使って歯と口を清潔に保ちます。		
	要介護者		
	・毎日の口腔ケアを行い、歯と口を清潔な状態に保ちます。 ・かかりつけ歯科医による歯と口のチェックを受けます。		
	妊産婦		
	・妊娠中に妊婦歯科健康診査を受け、自身のお口の状態を把握します。 ・産後も定期的に歯科医院を受診し、歯と口を清潔な状態に保ちます。		
	入院患者		
	・全身麻酔を伴う手術を受ける際に口の中が清潔であることが大切であることを理解し、歯と口のチェックや歯の清掃を受けます。		
	災害時		
	・災害時に口腔ケアを怠ると、むし歯や歯周病、誤嚥性肺炎になることを理解します。 ・非常持ち出し袋に歯ブラシや液体歯みがきを入れて災害に備えます。		

成人期	高齢期
生涯にわたって自分の口から美味しく食べ、健康で生き生きとした生活を送ります。	
歯と口の健康づくりのために、かかりつけ歯科医で歯科健診・歯科保健指導を受け、自分自身で必要なケアに取り組みます。	生涯、自分の口で食べることや話すことを楽しめるように歯の喪失等による口腔機能の低下予防に取り組みます。
・かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科医院を受診することで、自分の口の状態を把握し、自分にあった歯のみがき方を身につけます。 ・デンタルフロスや歯間ブラシを使って歯と歯の間を清潔に保ちます。 ・フッ化物入り歯みがき剤を使って歯をみがきます。 ・よくかんで食べ、歯と口の健康維持、生活習慣予防に努めます。 ・オーラルフレイル(加齢とともに口の周りの筋肉が衰えたり、唾液の量が減少したりすることで、滑舌の低下、わずかなむせ、食べこぼし、口の感想などが起きるなど、口の機能低下)について理解し、予防に取り組みます。	・かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯と口の状態を把握します。 ・食べる機能に注意し、よく噛んで食べ、口腔機能の維持向上に努めます。 ・口腔ケアに関する知識を得て、自分の口に合った歯のみがきかたを身につけます。 ・フッ化物入り歯みがき剤や適切な口腔清掃用具を使って歯と口を清潔に保ちます。 ・オーラルフレイルについての理解を深め、口の体操(歯っぴー☆スマイル体操)を行うなど、予防に努めます。
“かかりつけ歯科医”とは 歯が痛くなった時に一時的に通院するのではなく、むし歯や歯周病などを予防することを目的に、年に1回以上定期的に通院する歯科医院のことを指します。 ちょっとした歯と口の不安や疑問点など何でも相談でき、歯科治療だけでなく、予防処置をしてもらうほか、自身のお口にあった歯みがきの仕方などを教えてもらいます。 歯科医院に定期的にかかる3つのメリット ① むし歯が初期の段階で発見できる! ② 歯周病の進行を抑えることができる! ③ 歯科衛生士によるケアでお口爽やか! ☎ こんな風に予約しましょう 「むし歯でないか診て欲しい」 「歯周病でないか検査して欲しい」 「フッ化物塗布をして欲しい」 The illustration shows a male dentist with glasses and a white coat, holding a large toothbrush. Next to him is a smiling tooth character with a face, also holding a toothbrush. A small crocodile is sitting on the ground nearby.	

(2)市民を支える関係者の取組

※連携して市民の取組を支えます。

具 体 的 な 取 組	歯科医療等関係者		
	地域の歯科医院	歯科医師会	学校歯科医
	・かかりつけ歯科医の役割(学校歯科医の役割その他の役割)に応じて、良質かつ適切な歯科医療等業務を行います。 ・歯と口の健康づくりに関する知識の普及啓発を行います。 ・行政や医療機関、保健医療等関係者との緊密な連携を図り、適切に業務を行います。 ・行政や保健医療等関係者が実施する歯と口の健康づくりに関する施策に協力します。	・歯と口の健康づくりに関する知識の普及啓発を行います。 ・行政や医療機関、保健医療等関係者との緊密な連携を図り、適切に業務を行います。 ・行政や保健医療等関係者が実施する歯と口の健康づくりに関する施策に協力します。	・学校保健安全法第1条「児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図り、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資する」にのっとり、「保健教育(歯科保健に関する助言等)」、「保健管理(歯・口の健康診断を実施し処置及び要保健指導者のスクリーニング等)」、「組織活動(学校保健安全計画への助言等)」を行います。
	保健医療等関係者 (保健・医療・社会福祉・労働衛生・教育)	事業者	保険者
	・歯と口の健康づくりに関する正しい知識を身につけます。 ・それぞれの業務において市民の歯と口の健康づくりの推進を図ります。 ・行政や歯科医療等関係者、他の保健医療等関係者との緊密な連携を確保するよう努めます。	・雇用する労働者の歯と口の健康づくりの推進を図るため、労働者が定期的に歯科健診を受けるとともに、必要に応じて歯科保健指導を受けることができるよう、職場環境の整備その他の必要な配慮をするよう努めます。	・被保険者の歯と口の健康づくりの推進を図るため、被保険者が歯科健診及び歯科保健指導を受けることができる機会を確保するよう努めます。

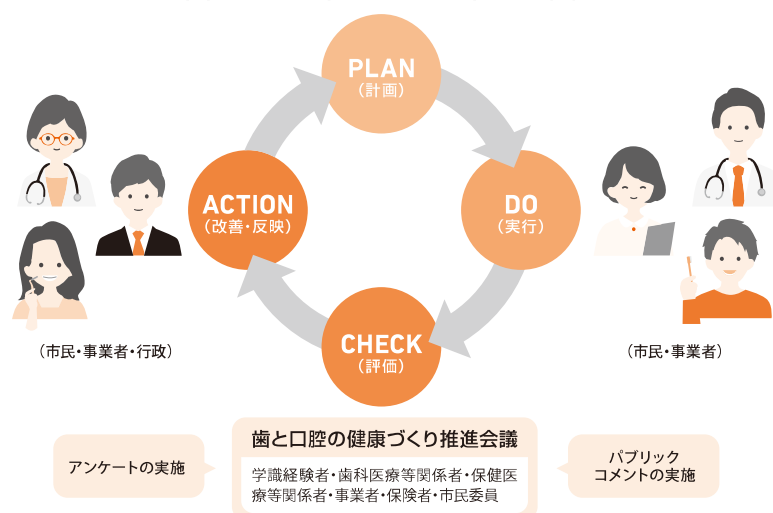
2 計画の進行管理

本計画で示した様々な施策を確実に実行し、基本理念を達成するために、計画全体の進捗状況を随時確認しながら、それを踏まえた施策の実施や相互調整を行うなど、適切に対応していきます。

- 本計画は、PDCA※サイクルに基づき推進していきます。
- 毎年度、行政の取組について評価します。本計画の指標の6割は、毎年評価できるため、2年連続で数値が悪くなった項目については対策を検討し、細かく軌道修正していきます。

※PDCAとは、「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Action（改善）」のことで、
P→D→C→A→P→D…と繰り返していくことで、進行状況における問題を解決し、改善しながら基本理念の達成を目指していくもの

図91 PDCAサイクルのイメージ
歯と口腔の健康づくり推進計画



今後のスケジュール

R6(2024)年度	R7(2025)年度	R8(2026)年度	R9(2027)年度
進捗管理	最終評価に向けた「歯と口に関するアンケート調査」実施	最終評価 次期計画策定	次期計画 開始

静岡市歯と口腔の健康づくりの推進に関する条例

平成31年3月20日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔の健康が全身の健康を保持し、及び増進する上で重要な役割を果たしていることに鑑み、歯と口腔の健康づくりについての基本理念を定め、市民、保健医療等関係者、事業者及び保険者の役割並びに歯科医療等関係者及び市の責務を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口腔の健康づくり 歯科疾患(むし歯、歯周病その他の歯と口腔の疾患及びオーラルフレイル(口腔機能の衰えをいう。)をいう。以下同じ。)の予防等により、歯と口腔の健康を保持増進し、及び咀嚼、嚥下等の歯と口腔の機能を維持向上することをいう。
- (2) 歯科医療等関係者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務(以下「歯科医療等業務」という。)に従事する者及びこれらの者で組織される団体をいう。
- (3) 保健医療等関係者 保健、医療、社会福祉、労働衛生又は教育の分野において歯と口腔の健康づくりに関連する業務を行う者(歯科医療等関係者を除く。)及びこれらの者で組織される団体をいう。
- (4) かかりつけ歯科医 市民が定期的に歯科に係る検診(以下「歯科検診」という。)を受け、又は必要に応じて歯科医療及び歯科保健指導を受ける歯科医師又は医療機関をいう。

(基本理念)

第3条 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、全ての歯を生涯にわたって健康に保つために、日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を自主的に行うことを促進するとともに、市民が歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯と口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策との有機的な連携を図りつつ、それらの関係者の協力を得て、総合的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め、自らの歯と口腔を健康に保つために生涯にわたって日常生活において積極的に歯科疾患の予防に向けた取組を行うよう努めるものとする。

(保健医療等関係者の役割)

第5条 保健医療等関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において市民の歯と口腔の健康づくりの推進を図るとともに、市、歯科医療等関係者及び他の保健医療等関係者との緊密な連携を確保するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、雇用する労働者の歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、当該労働者が定期的に歯科検診を受けるとともに、必要に応じて歯科保健指導を受けることができるよう、職場環境の整備その他の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(保険者の役割)

第7条 保険者は、被保険者の歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、被保険者が歯科検診及び歯科保健指導を受けることができる機会を確保するよう努めるものとする。

(歯科医療等関係者の責務)

第8条 歯科医療等関係者は、基本理念にのっとり、かかりつけ歯科医の役割、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する学校歯科医の役割その他の役割に応じて、良質かつ適切な歯科医療等業務を行うほか、歯と口腔の健康づくりに関する知識の普及啓発その他の歯と口腔の健康づくりに資する取組を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、歯科医療等関係者は、基本理念にのっとり、市、医療機関及び保健医療等関係者との緊密な連携を図り、適切にその業務を行うとともに、市及び保健医療等関係者が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するものとする。

(市の責務)

第9条 市は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 市は、歯と口腔の健康づくりの推進に当たっては、歯科医療等関係者、保健医療等関係者、事業者、保険者等と連携し、及び協力するものとする。

(基本的施策の実施)

第10条 市は、国、静岡県、歯科医療等関係者、保健医療等関係者、事業者、保険者等と連携を図りつつ、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 全身疾患との関連性を含めた歯と口腔の健康づくりに関する知識の普及、歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発等の施策

(2) かかりつけ歯科医による定期的な歯科検診及び歯科保健指導を受けることの勧奨に関する施策

(3) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じた歯科疾患の罹患及び重症化の予防に関する施策

(4) 科学的根拠に基づいたフッ化物洗口その他フッ化物の応用等による歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策

(5) 障害者、介護を必要とする者その他の歯と口腔の健康づくりに関し特別の配慮を要する者が定期的に歯科検診を受けるとともに、必要に応じて歯科医療及び歯科保健指導を受けることができるようにするために必要な施策

(6) 災害時における歯科医療に係る体制の整備及び歯と口腔の衛生の確保による健康被害の予防等に関する施策

(7) 歯科医療等関係者、保健医療等関係者等が実施する歯と口腔の健康づくりに関する教育の推進に関し必要な施策

(8) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりの推進に関し必要な施策

(推進計画の策定)

第11条 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進するため、歯と口腔の健康づくりの推進に関する計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

(静岡市歯と口腔の健康づくり推進会議)

第12条 市は、歯と口腔の健康づくりの総合的な推進を図るため、静岡市歯と口腔の健康づくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(推進会議の所掌事務)

第13条 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1)推進計画の策定及び変更に関すること。
 - (2)歯と口腔の健康づくりの推進に関する重要な事項に関すること。
 - (3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- (推進会議の組織)

第14条 推進会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1)学識経験を有する者
- (2)歯科医療等関係者
- (3)保健医療等関係者
- (4)事業者を代表する者
- (5)保険者を代表する者
- (6)市民
- (7)前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 市長は、前項第6号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(推進会議の委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(推進会議の会長及び副会長)

第16条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、推進会議の会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 会長は、推進会議の会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議の会議)

第17条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 推進会議は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(推進会議の庶務)

第18条 推進会議の庶務は、保健福祉長寿局において処理する。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

歯科口腔保健の推進に関する法律をここに公布する。

歯科口腔保健の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。

二乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

三保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務(以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわ

たって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

静岡市歯と口腔の健康づくり推進会議委員名簿 令和５年１１月現在

任期：令和５年６月１日～令和７年５月３１日

※敬称略(会長、副会長を除き５０音順)

	所属団体等	役職	氏名
会長	国立保健医療科学院	特任研究官	安藤 雄一
副会長	(一社)静岡市静岡歯科医師会	会長	清水 寿哉
３	清水介護保険事業者連絡会	運営委員	青木 浩巳
４	静岡市校長会	校長	小田 泰子
５	全国健康保険協会 静岡支部	企画総務部長	近藤 こずえ
６	(一社)静岡市静岡医師会	副会長	鈴木 研一郎
７	市民委員		知久 久美子
８	市民委員		寺崎 夕里子
９	静岡市私立保育園長会	理事	堀江 まゆみ
１０	(特非)静岡市障害者協会	会長	牧野 善浴
１１	静岡商工会議所	常務理事	松永 秀昭
１２	清水薬剤師会	副会長	茂木 嘉
１３	(特非)静岡県歯科衛生士会	理事	望月 彩乃
１４	市民委員		米持 恵美
１５	静岡市食生活改善協議会	会長	渡邊 良子

オブザーバー

所属団体等	役職	氏名
(一社)静岡清水歯科医師会	会長	土谷 尚之
(一社)静岡市清水医師会	理事	成島 道樹
(一社)静岡市薬剤師会	副会長	坂井 美文

**静岡市 歯と口腔の健康づくり推進計画
はつらつスマイルプラン 中間評価・中間見直し**

令和3(2021)年度～令和8(2026)年度

発行：静岡市

編集：静岡市保健福祉長寿局健康福祉部

健康づくり推進課 口腔保健支援センター

住所：〒420-0846 静岡市葵区城東町24-1

城東保健福祉エリア 保健所棟1階

電話：054-249-3175 FAX：054-209-1063

発行年月：令和6年3月
